

平成27年6月3日
初等中等教育分科会
于一学校作业部会
参考資料2

参考資料

我が国の教育を取り巻く状況

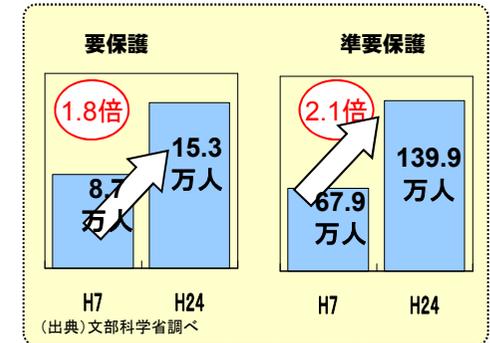
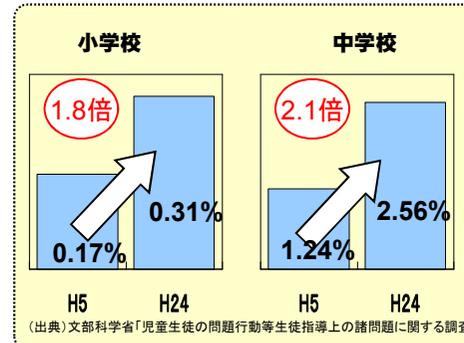
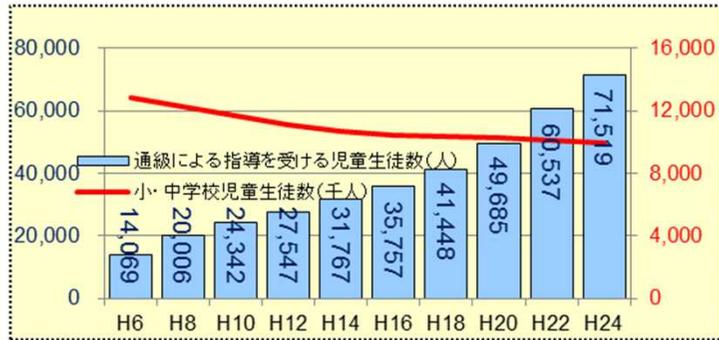
我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加

不登校の子供の割合が増加

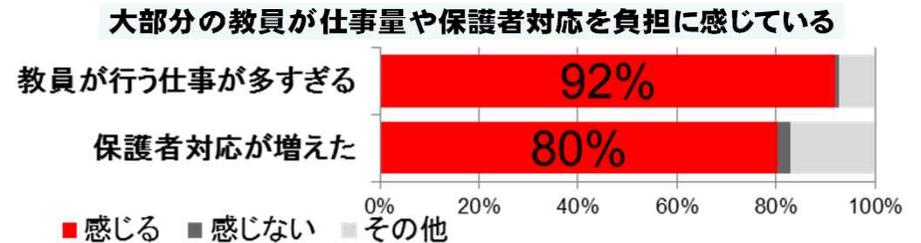
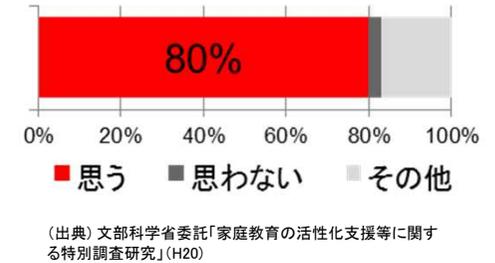
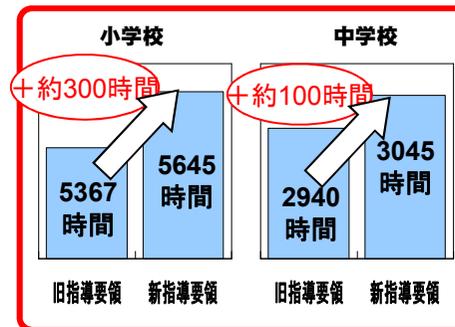
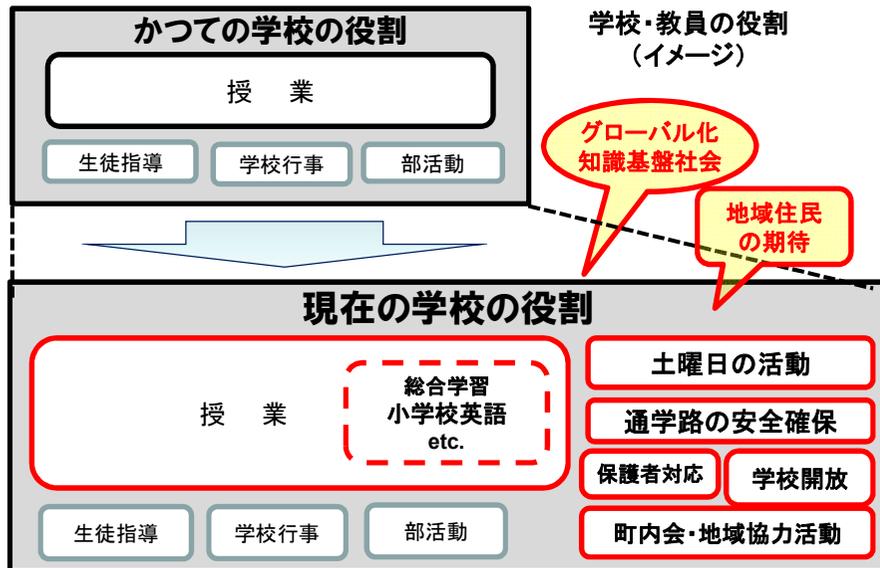
学用品費等の援助を受けている子供が増加



◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

学習指導要領の改訂で授業時数は増加

8割の親が家庭の教育力の低下を実感



※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～

■ 我が国の教員の置かれている現状

1. 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。▶教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%)
2. 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。▶日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

チーム学校の推進

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・これにより、**教員は授業など子供への指導に一層専念**。



① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定):平成27年度において、**900人の新たな定数措置を実施**。

チーム学校の推進 230人

- 学校マネジメント機能の強化 :100人
主幹教諭・事務職員の拡充
- 専門人材の配置充実 :100人
学校司書、ICT専門職員等の専門的な知見を有するスタッフを配置
- 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 :30人

その他の定数改善 670人

- 授業革新等による教育の質の向上 :200人
従来のような受け身型の授業から、子供達が主体的・協働的に学ぶ課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換等を図る。
- 個別の教育課題への対応 :250人
- 学校規模の適正化への支援 :220人

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 H27予算:47億円(対前年度 2億円増)

1. スクールカウンセラーの配置拡充

- 小中学校の相談体制の連携促進(200校→300校)
- 貧困対策のための重点加配(600校)【新規】
(スクールカウンセラーの主な業務内容)
 - ・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
 - ・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

2. スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- 配置数の増 1,466人→2,247人
- 貧困対策のための重点加配(600校)【新規】
(スクールソーシャルワーカーの主な業務内容)
 - ・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

※このほか、医療的ケアのための看護師の配置(H27予算:約330人)などを計上

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



学習サポーター H27予算:41億円(対前年度 8億円増)

- 配置人数 8,000人→10,000人
(主な業務内容)
 - ・補充学習、発展的な学習への対応
 - ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助 等

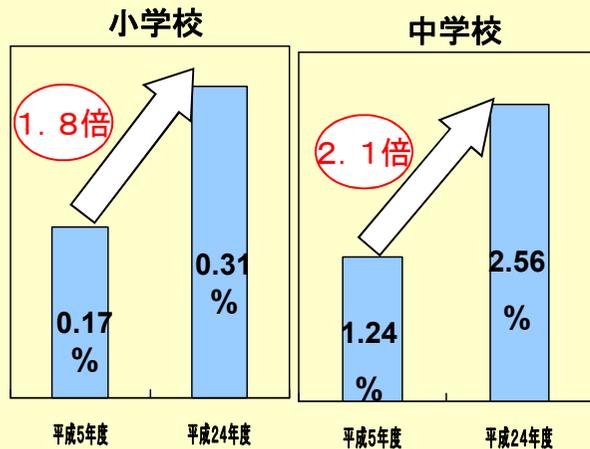
運動部活動指導の工夫・改善支援 H27予算:3億円(対前年度同)

- (主な事業内容)
 - ・スポーツ医・科学の知見を有する者等の外部人材の活用や研修の場の整備等指導體制の充実を図る

※このほか、理科の観察実験補助員(H27予算:3,100校)などを計上

学校現場が抱える問題の状況について

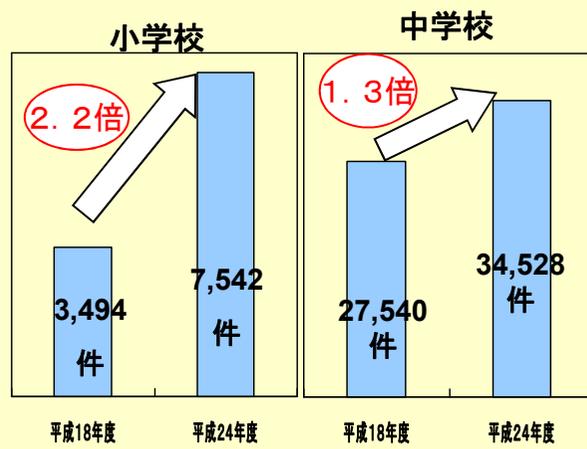
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

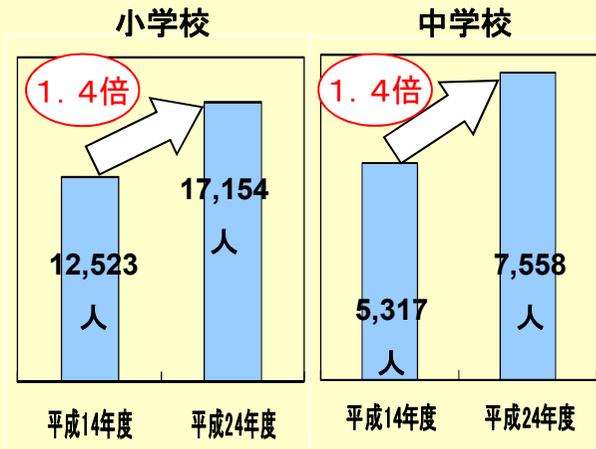
学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

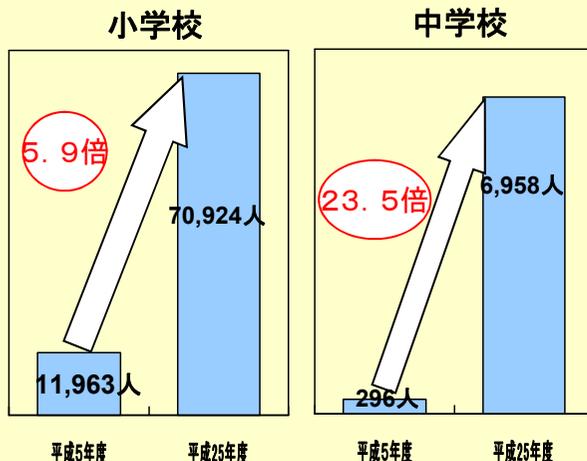
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数

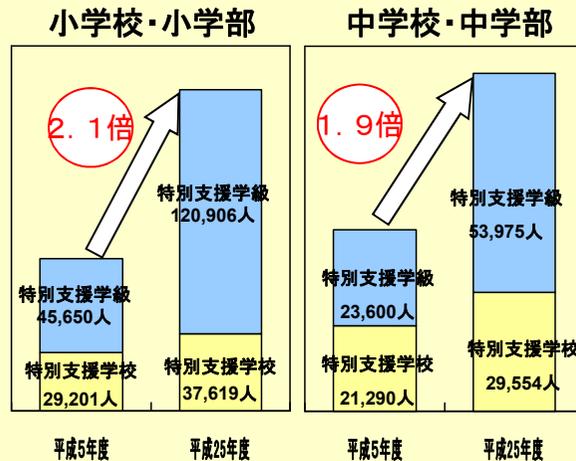


(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年度文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

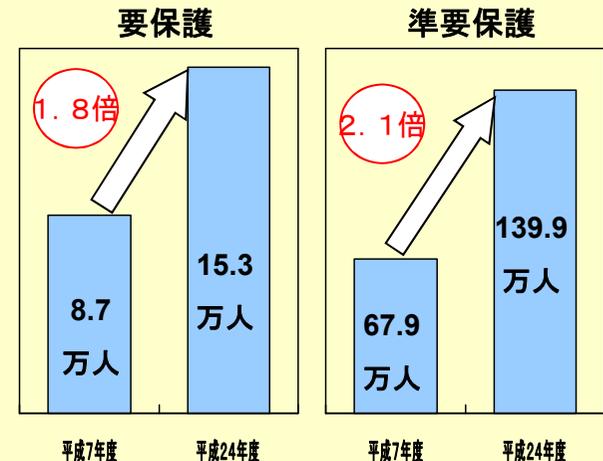
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

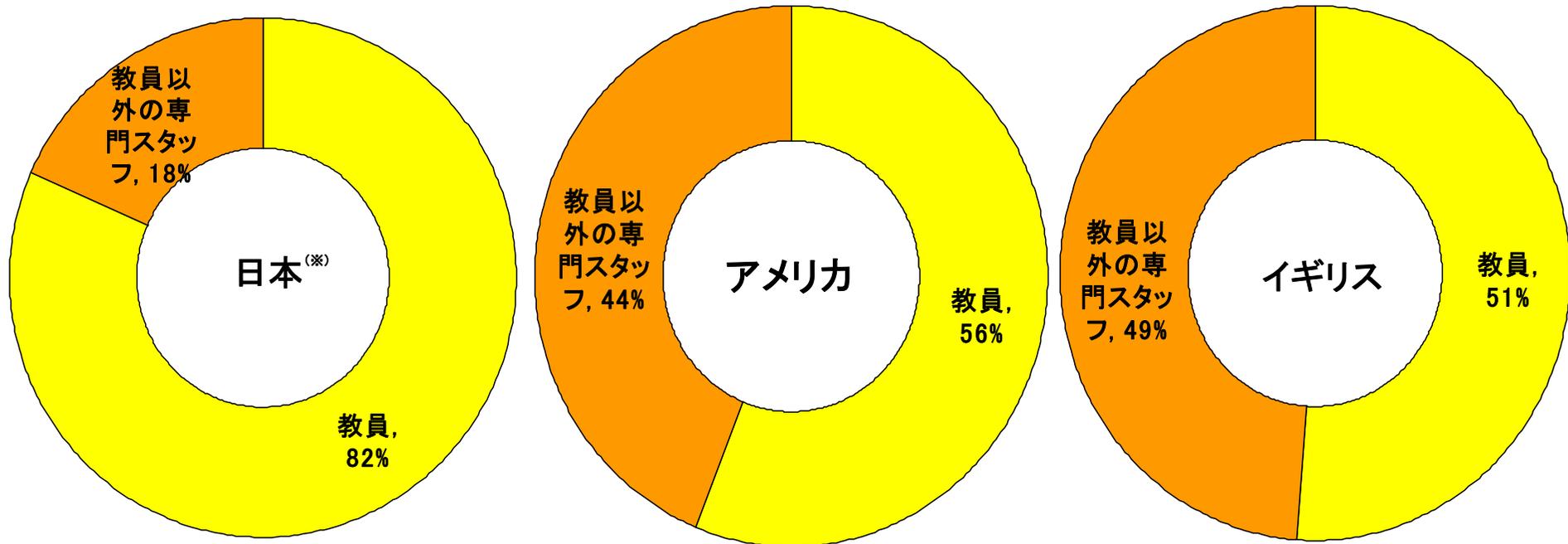


(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England November 2013”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

教員の勤務実態等について

文部科学省教員勤務実態調査とOECD国際教員指導環境調査(TALIS)について

	文部科学省	OECD・TALIS
実施時期	平成18年7月3日～12月17日のうち、 1期を4週間とした計6期 (夏季休暇を含めて平均化)	平成25年2月中旬～3月中旬のうち 「通常の1週間」 (休暇や休日、病気休業等によって勤務 時間が短くならなかった1週間)
対象学校種	学校規模等のバランスを 考慮して無作為に抽出 公立小・中学校 計2,160校(360校×6期)	中学校及び中等教育学校前期課程 (無作為抽出) 国公立192校 (国公立90%、私立10%)
対象教員	校長、教頭、教諭、 栄養教諭、養護教諭、常勤講師 約50,000人	通常の仕事として指導を行う教員 (非常勤を含む) 約3,500人

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ①

●年間ベースの1ヶ月あたり残業時間

※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含んでいない。

平成18年度調査

約42時間(平日・休日)

昭和41年度調査

約 8時間(平日・休日)

●調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日～平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ②

●教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間(小・中学校平均)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分
②児童生徒の指導に間接的に かかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分
③学校の運営にかかわる業務 及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分

●1ヶ月あたりの残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------

- (業務の内容)
- ① 授業、補習指導、生徒指導、学校行事、部活動・クラブ活動 等
 - ② 授業準備、成績処理、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等
 - ③ 会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等
 - ④ 保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等

文部科学省教員勤務実態調査－教諭の勤務時間

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日): **10時間22分**(うち残業時間: 1時間43分)

→項目別に見ると、

① 児童生徒の指導に直接的にかかわる業務: **5時間59分**

(朝礼、授業、補習指導、生徒指導、部活動・クラブ活動、児童会・生徒会指導、学校行事 等)

② 児童生徒の指導に間接的にかかわる業務: **2時間2分**

(授業準備、成績処理、ホームルーム、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等)

③ 学校の運営にかかわる業務及びその他の業務: **2時間6分**

(学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等)

④ 外部対応(保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等): **0時間12分**

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)	平均
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分	5時間59分
②児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分	2時間02分
③学校の運営にかかわる業務及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分	2時間06分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分	0時間12分
合計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分	10時間22分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分	1時間43分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分	0時間14分

○1か月当たり残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分	34時間20分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	----------------

文部科学省教員勤務実態調査－業務の分類

児童生徒の指導にかかわる業務	a 朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
	b 授業	正規の授業時間に行われる教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の授業、試験監督など
	c 授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備
	d 学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導(補習指導、個別指導など)、質問への対応、水泳指導など
	e 成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認・コメント記入、通知票記入、調査書作成、指導要録作成など
	f 生徒指導(集団)	正規の授業時間以外に行われる次のような指導:給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・安全指導、遊び指導(児童生徒とのふれ合いの時間)、健康・保健指導(健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む)、生活指導、全校集会、避難訓練など
	g 生徒指導(個別)	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など
	h 部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率(引率の移動時間を含む)など
	i 児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	j 学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など
	k 学年・学級経営	学級活動(学活・ホームルーム)、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など
学校の運営にかかわる業務	l 学校経営	校務分掌にかかわる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日番など
	m 会議・打合せ	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会、その他教員同士の打合せ・情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備など
	n 事務・報告書作成	業務日誌作成、資料・文書(調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる業務、予算・費用処理にかかわる書類など)の作成、年度末・学期末の部下職員評価、自己目標設定など
	o 校内研修	校内研修、校内の勉強会、研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	p 保護者・PTA対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応など
	q 地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動(巡回・見回りなど)、地域への協力活動など
	r 行政・関係団体対応	教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者(業者、校医など)の対応など
校外	s 校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張をとまう研修など
	t 会議	校外での会議・打合せ、出張をとまう会議など
その他	u その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など
	v 休憩・休息	校務と関係のない雑談、休憩、休息など

文部科学省教員勤務実態調査－ 職種別平均残業時間

(校長)

平成18年度調査 **約36時間(勤務日・休日)** ※ 約31時間(勤務日)

(教頭・副校長)

平成18年度調査 **約63時間(勤務日・休日)** ※ 約55時間(勤務日)

(教諭)

平成18年度調査 **約42時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)
昭和41年度調査 約 8時間(勤務日・休日)

(講師)

平成18年度調査 **約41時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)

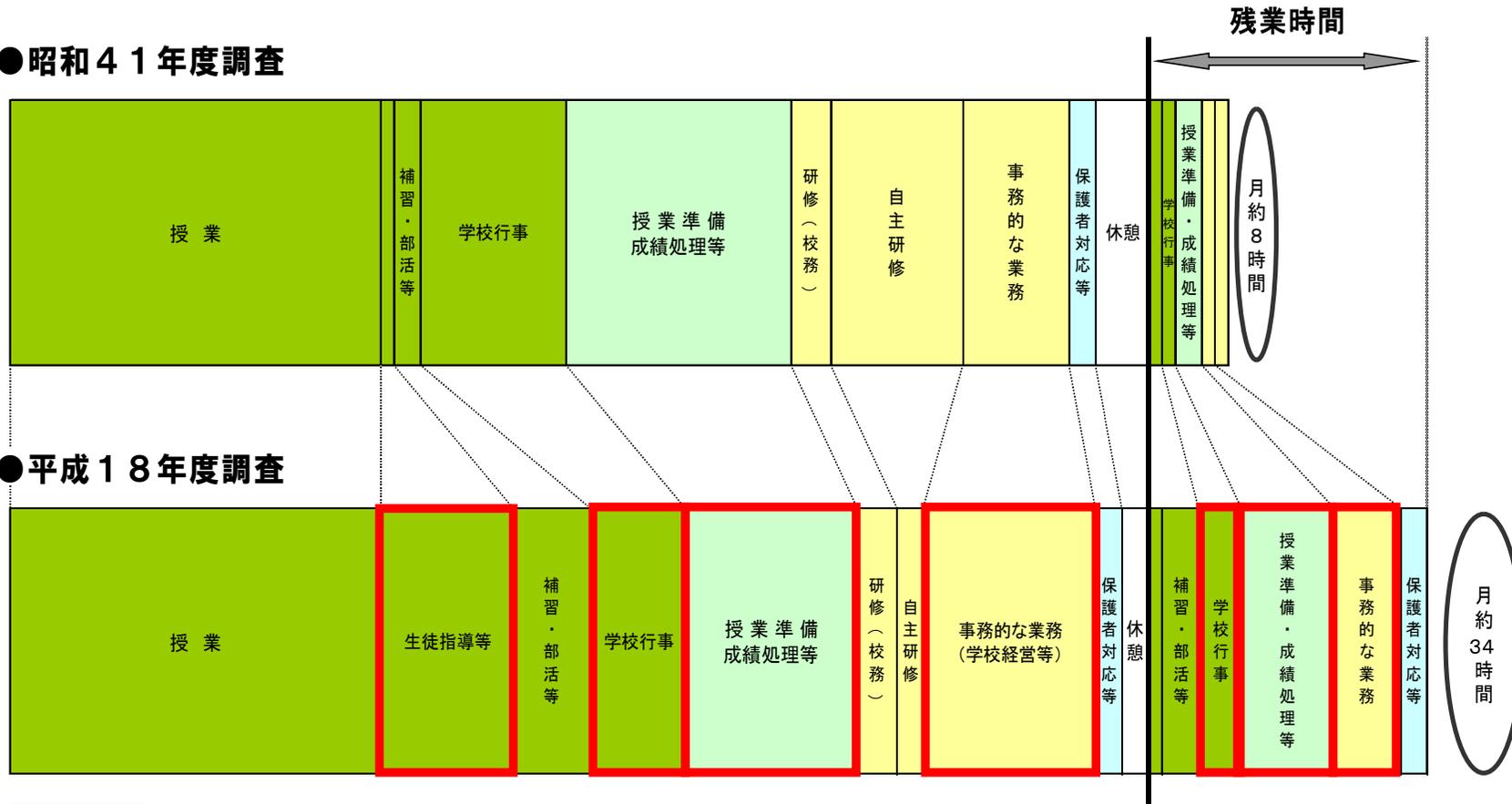
※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含まれない。

(参考)平成19年1月分 厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間所定外労働時間:12.9時間(早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等)

文部科学省教員勤務実態調査－ 昭和41年度調査との比較

●昭和41年度調査



教員が多忙に感じていることや負担に感じている業務(赤枠)

アンケート調査結果の上位の業務(平成18年度教員意識調査)

(昭和41年度教員勤務状況調査・平成18年度教員勤務実態調査・平成18年度教員意識調査)

OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント

調査の概要

○調査概要・目的:

- ・**学校の学習環境と教員の勤務環境**に焦点を当てた国際調査。職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。
- ・2008年に第1回調査、2013年に第2回調査(今回)を実施。日本は今回が初参加。

○調査対象: **中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員**

- ・1か国につき200校、1校につき教員(非正規教員を含む)20名を抽出
- ・日本の参加状況: 全国192校、各校約20名(校長192名、教員3,521名)
- ・国公私の内訳(参加校に所属する総教員数における割合): 国公立校 約90%、私立学校 約10%

○調査時期: 平成25年2月中旬～3月中旬(日本)

○調査方法: 調査対象者が質問紙調査(教員用/校長用)に回答(所要各60分)

○調査項目:

- ◆教員と学校の概要 ◆校長のリーダーシップ ◆職能開発 ◆教員への評価とフィードバック
- ◆指導実践、教員の信念、学級の環境 ◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国: OECD加盟国等34カ国・地域

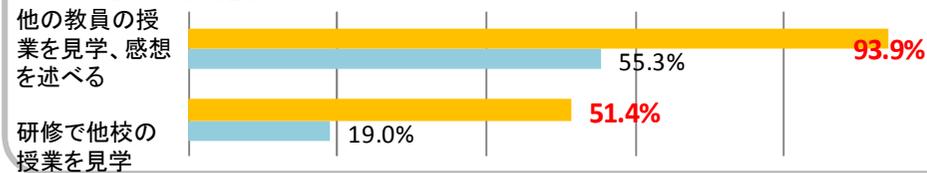
アルバータ(カナダ)、オーストラリア、フランドル(ベルギー)、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ、キプロス、デンマーク、イングランド(イギリス)、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、アブダビ(アラブ首長国連邦)、アメリカ

※下線は第2回からの新規参加国

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

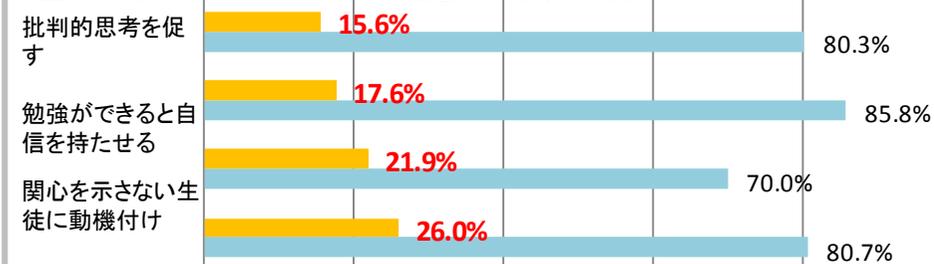
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

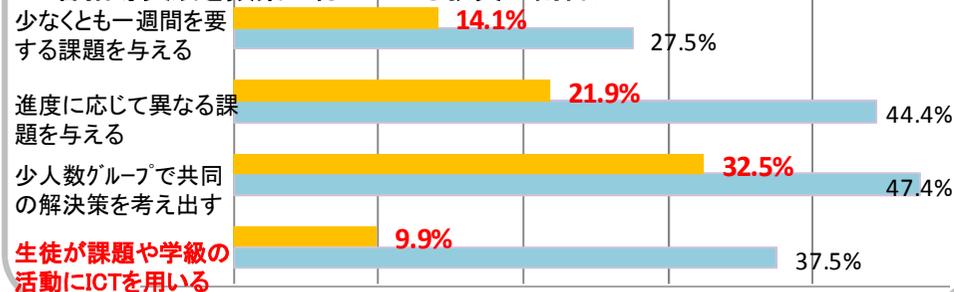


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



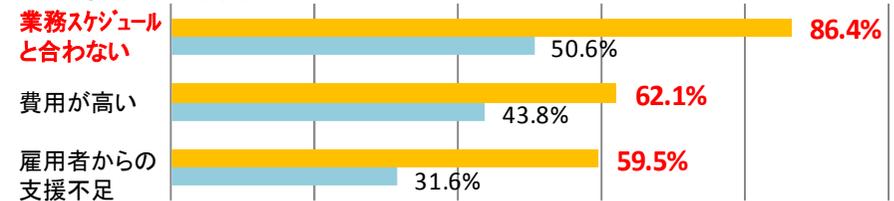
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

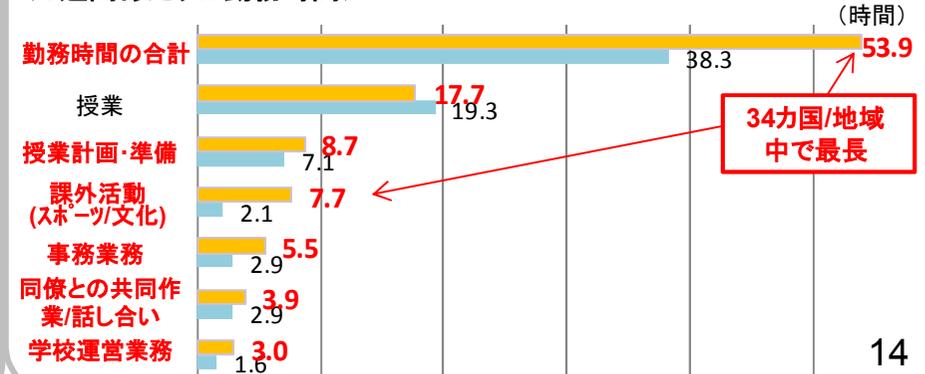
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



OECD・TALIS — 教員の仕事の時間配分について

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長(日本53.9時間、平均38.3時間)。
- 教員が指導(授業)に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度(日本17.7時間、平均19.3時間)である一方、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、平均2.1時間)。
- また、一般的事務業務(日本5.5時間、平均2.9時間)や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間(日本8.7時間、平均7.1時間)等も長い。

(参考)平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間総実労働時間:146.7時間(所定外労働時間を含む)

(参考)教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」(休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間)において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

OECD・TALIS – 教員間の協力

○ 日本では、「他の教員の授業を見学し、感想を述べる」という項目に「行っていない」と回答した教員が参加国平均に比べて極めて低い(日本6.1%、平均44.7%)。

○ 一方、「同僚と教材のやりとりをしていない」(日本11.1%、平均7.4%)、「特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない」(日本6.0%、平均3.5%)、「他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況の評価する基準を定めることを行っていない」(日本16.6%、平均8.8%)、「専門性を高めるための勉強会に参加していない」(日本18.8%、平均15.7%)と回答した教員の割合は、参加国平均より高い。

(参考)教員間の協力

	学級内でチーム・ティーチングを行っていない	他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない	学級や学年をまたいだ合同学習を行っていない	同僚と教材のやりとりをしていない
日本	34.0%	6.1%	37.5%	11.1%
参加国平均	41.9%	44.7%	21.5%	7.4%
	特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない	他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況の評価する基準を定めることを行っていない	分掌や担当の会議に出席していない	専門性を高めるための勉強会に参加していない
日本	6.0%	16.6%	3.6%	18.8%
参加国平均	3.5%	8.8%	9.0%	15.7%

OECD・TALIS ー学校における教育資源

○ 日本の学校においては、質の高い指導を行う上で、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」（日本79.7%、平均38.4%）、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」（日本76.0%、平均48.0%）、「職業教育を行う教員の不足」（日本37.3%、平均19.3%）、「支援職員の不足」（日本72.4%、平均46.9%）が「妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合が、参加国平均に比べて高い。

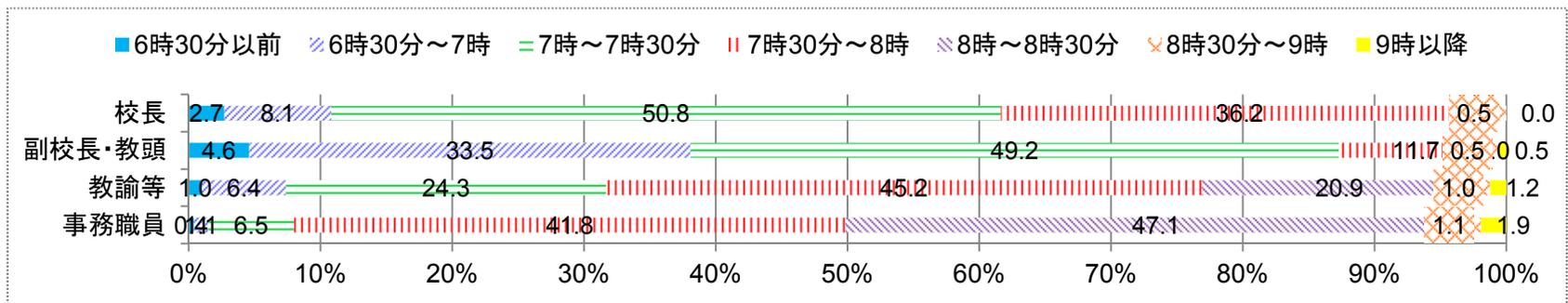
(参考)学校における教育資源

	資格を持つ教員 や有能な教員の 不足	特別な支援を要す る生徒への指導能 力を持つ教員の不 足	職業教育を行う教 員の不足	教材(教科書など) が不足している、 あるいは適切では ない	教育用コンピュー タが不足している、 あるいは適切で はない
日本	79.7%	76.0%	37.3%	17.2%	28.3%
参加国平均	38.4%	48.0%	19.3%	26.3%	38.1%
	インターネット接 続環境が不十分 である	教育用コンピュー タソフトウェアが不 足している、ある いは適切ではな い	図書館の教材が 不足している、あ るいは適切では ない	支援職員の不足	
日本	29.8%	40.1%	40.2%	72.4%	
参加国平均	29.9%	37.5%	29.3%	46.9%	

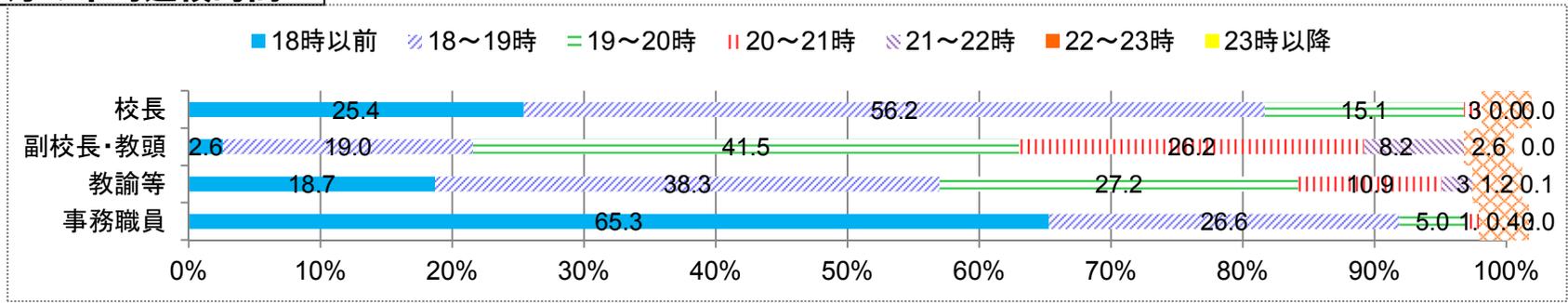
※質の高い指導を行う上で、各項目の教育資源の問題が「非常に妨げになっている」「いくらか妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合

各職種の平均入校・退校時間等

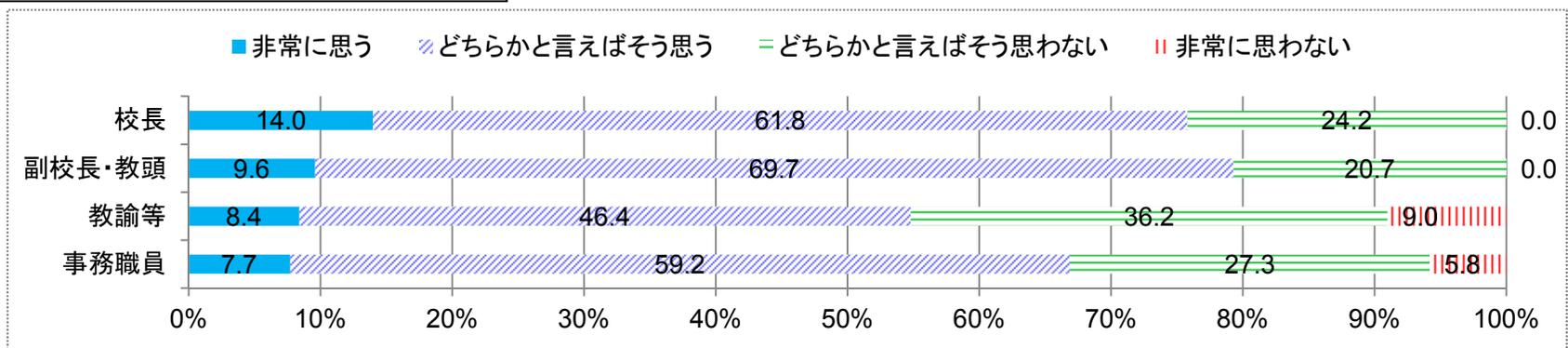
1か月の平均入校時間



1か月の平均退校時間

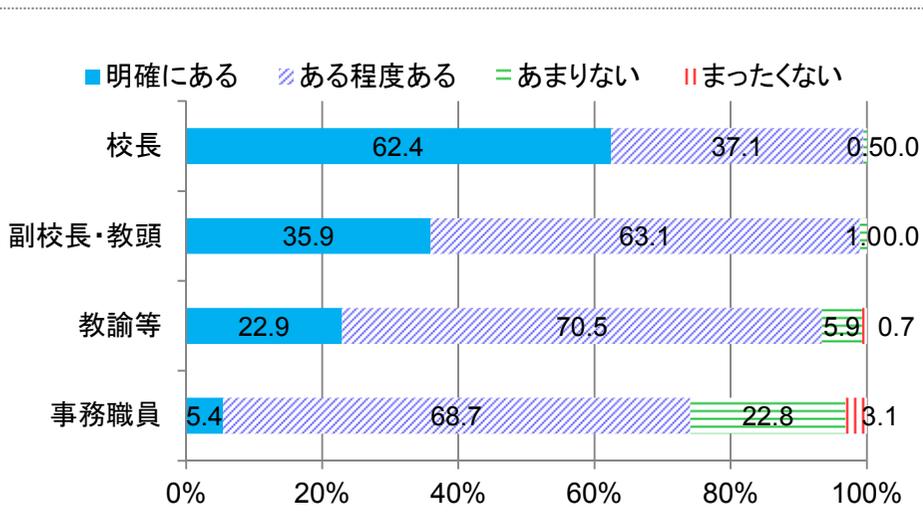


業務の効率化などの改善を図る動き

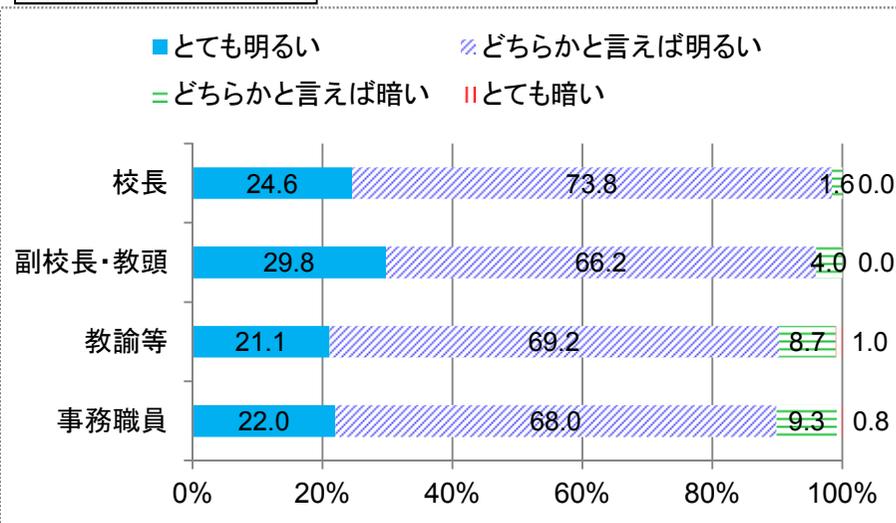


教職員の業務の特徴・職場での人間関係

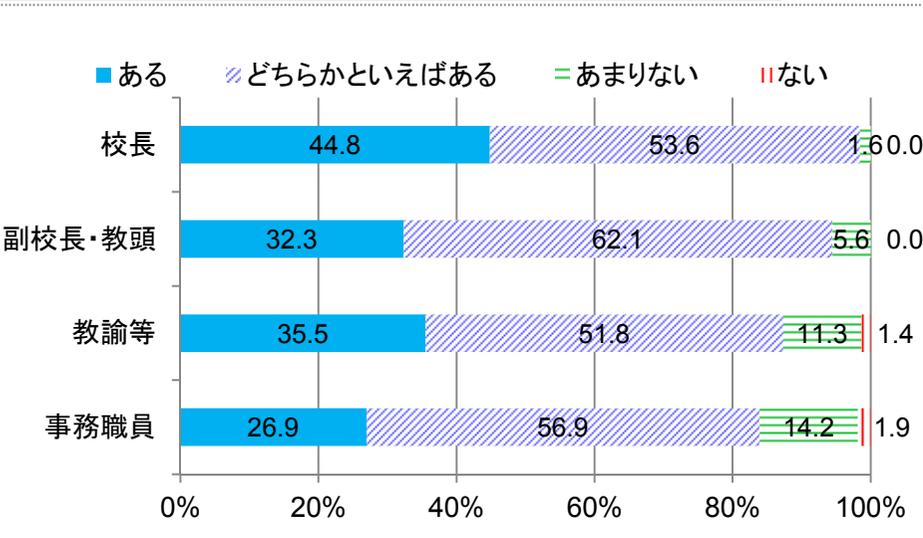
教職員としての理想像



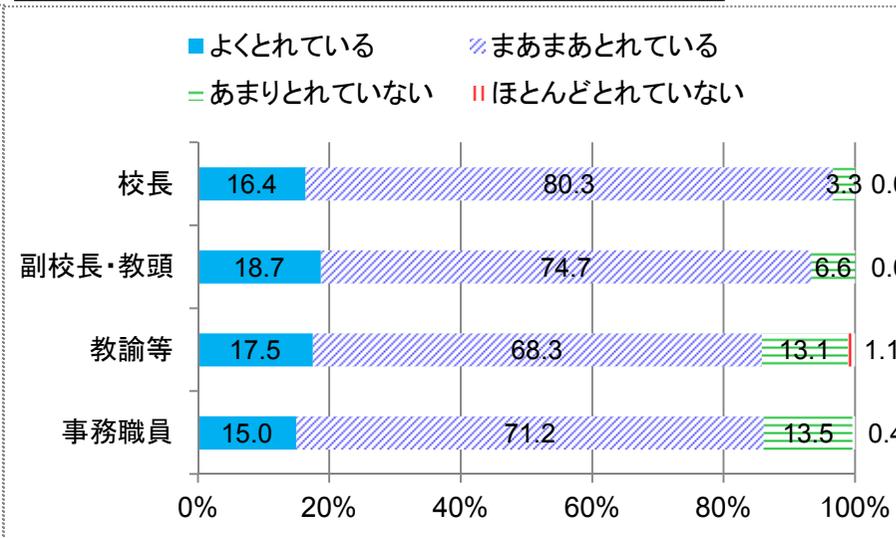
職場内の雰囲気



教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気



職場におけるコミュニケーションの状況

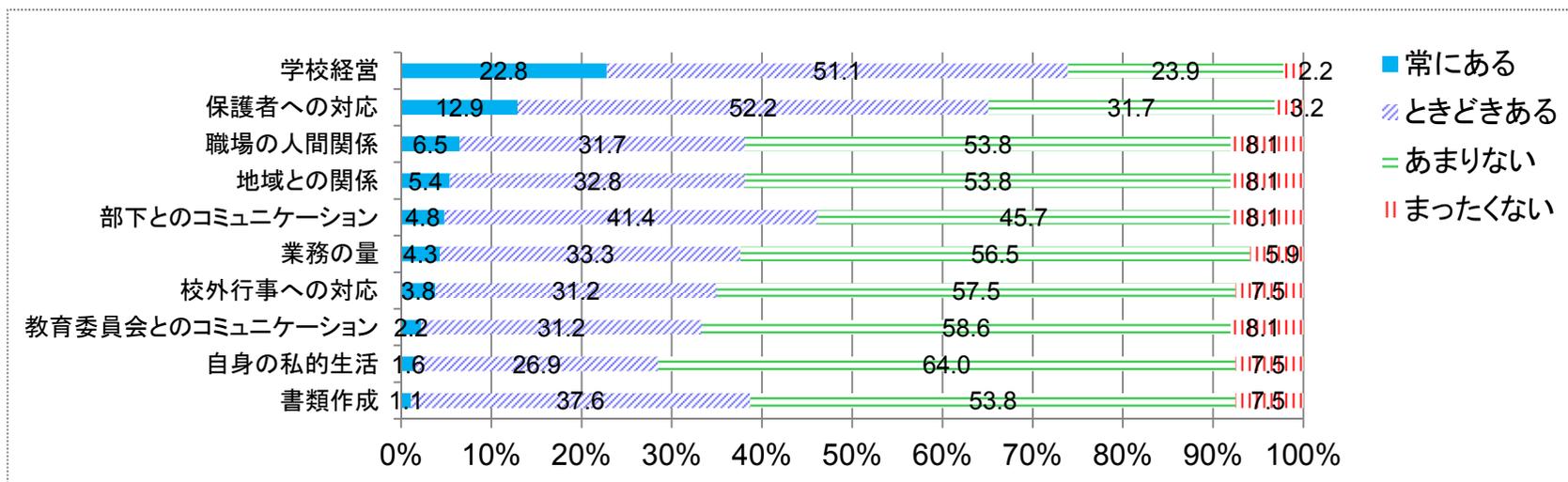


出典「平成24年度教職員のメンタルヘルスに関する調査」(文部科学省委託調査)

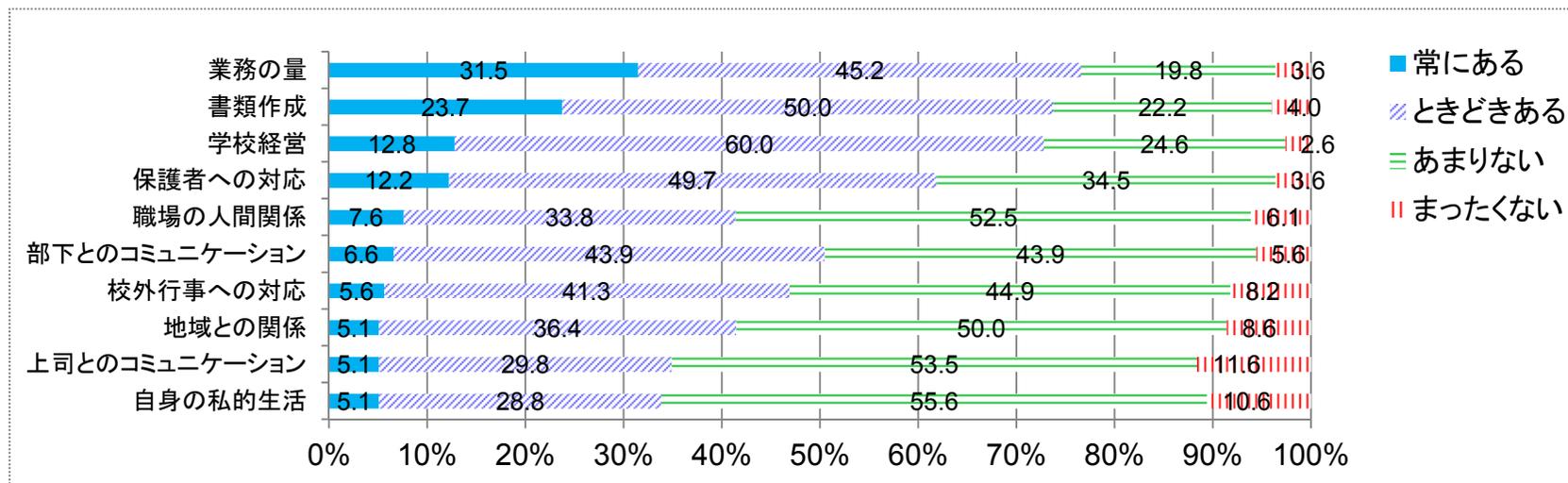
教職員のストレス要因(職種別①)

【校長】

*「常にある」と回答した割合が高いものから降順に記載



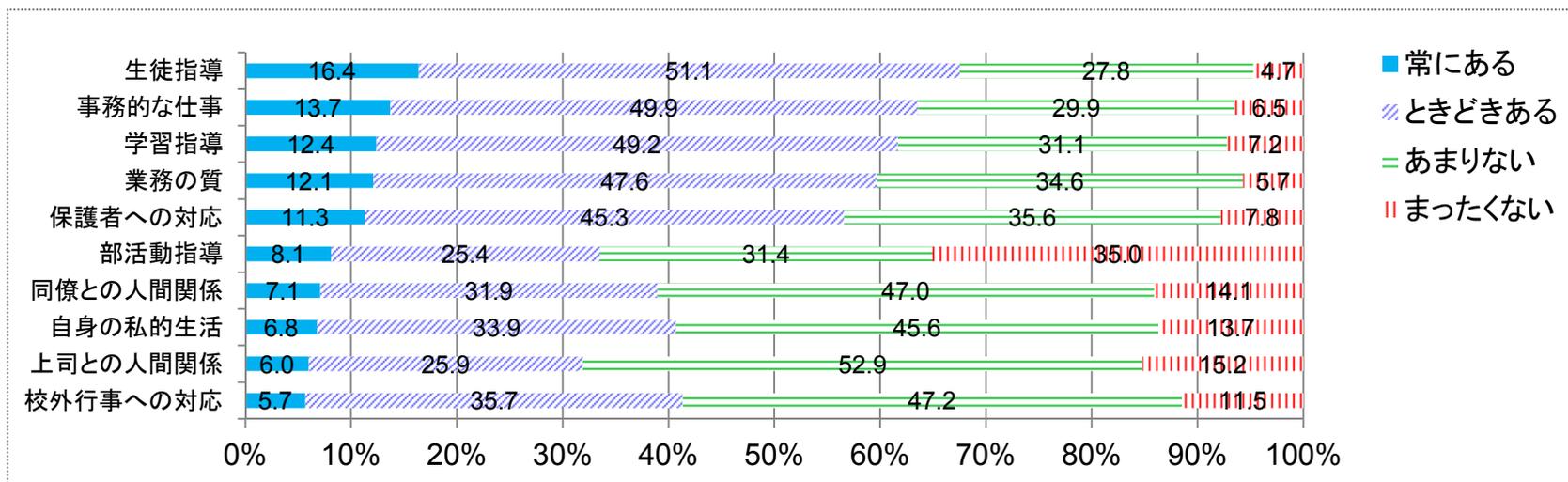
【副校長・教頭】



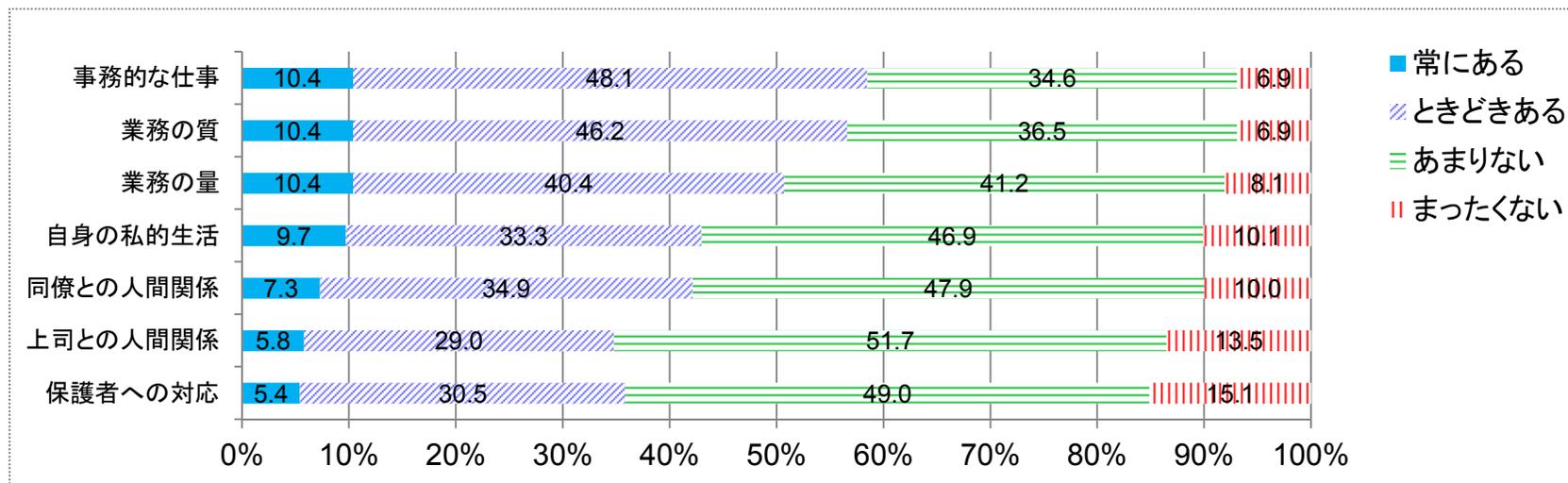
教職員のストレス要因(職種別②)

【教諭等】

*「常にある」と回答した割合が高いものから降順に記載



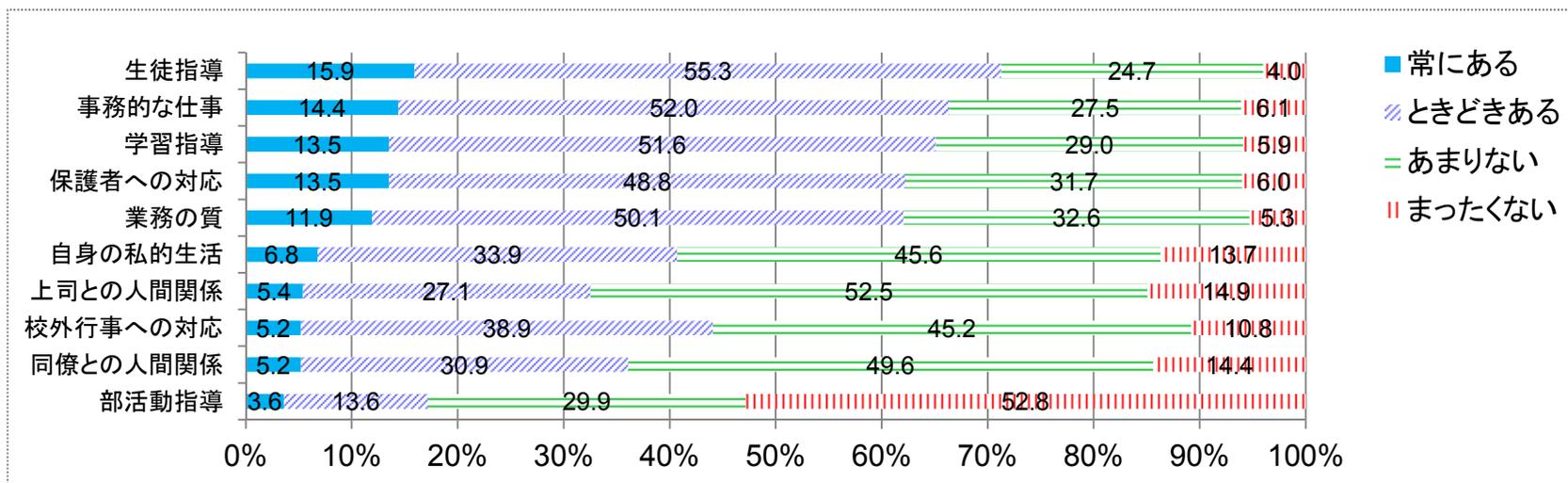
【事務職員】



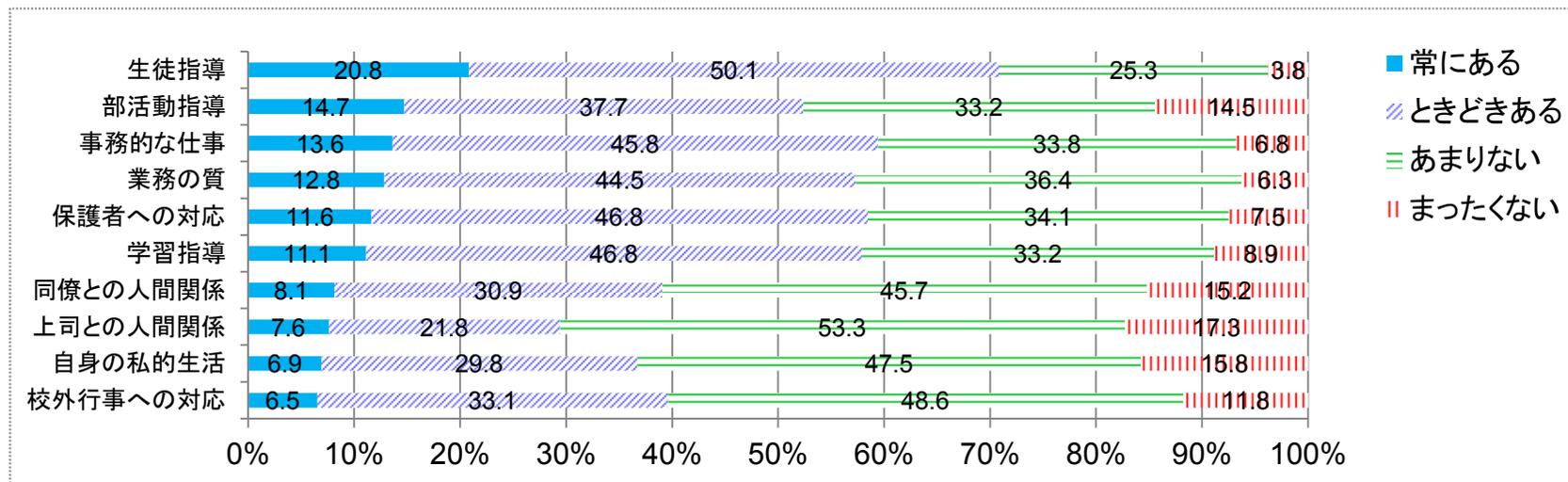
教職員のストレス要因(学校別①)

【小学校】

*「常にある」と回答した割合が高いものから降順に記載



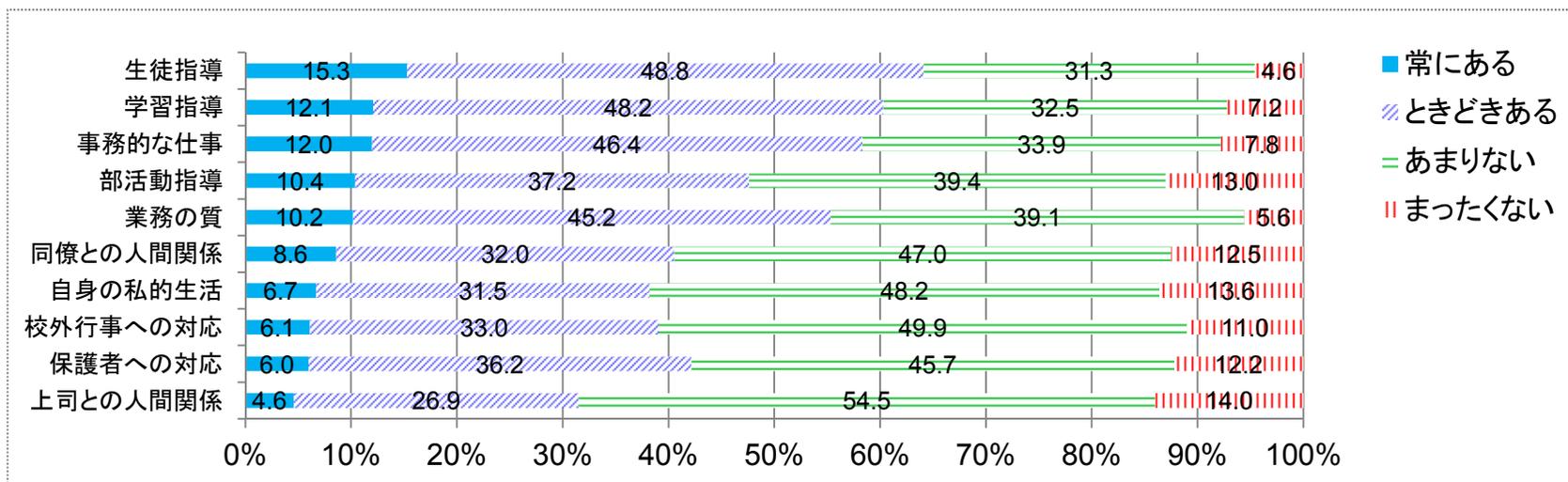
【中学校】



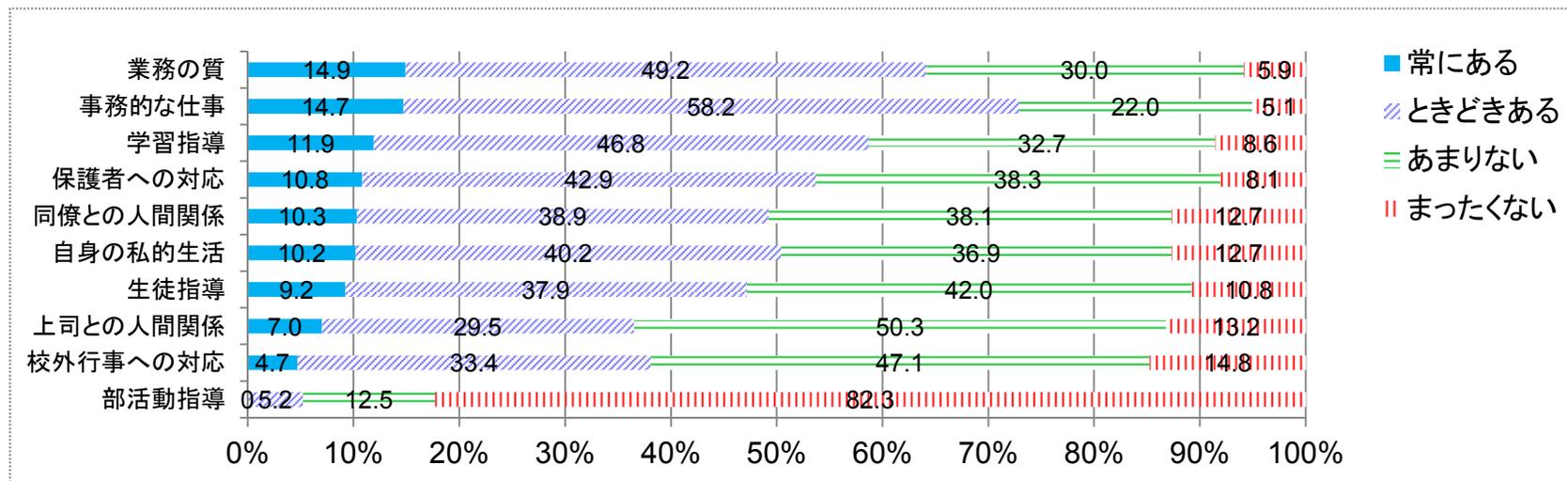
教職員のストレス要因(学校別②)

【高等学校】

*「常にある」と回答した割合が高いものから降順に記載



【特別支援学校】



学校事務の状況等について

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務 (具体例)

- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務 (具体例)

- ・学校経営(企画運営)
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

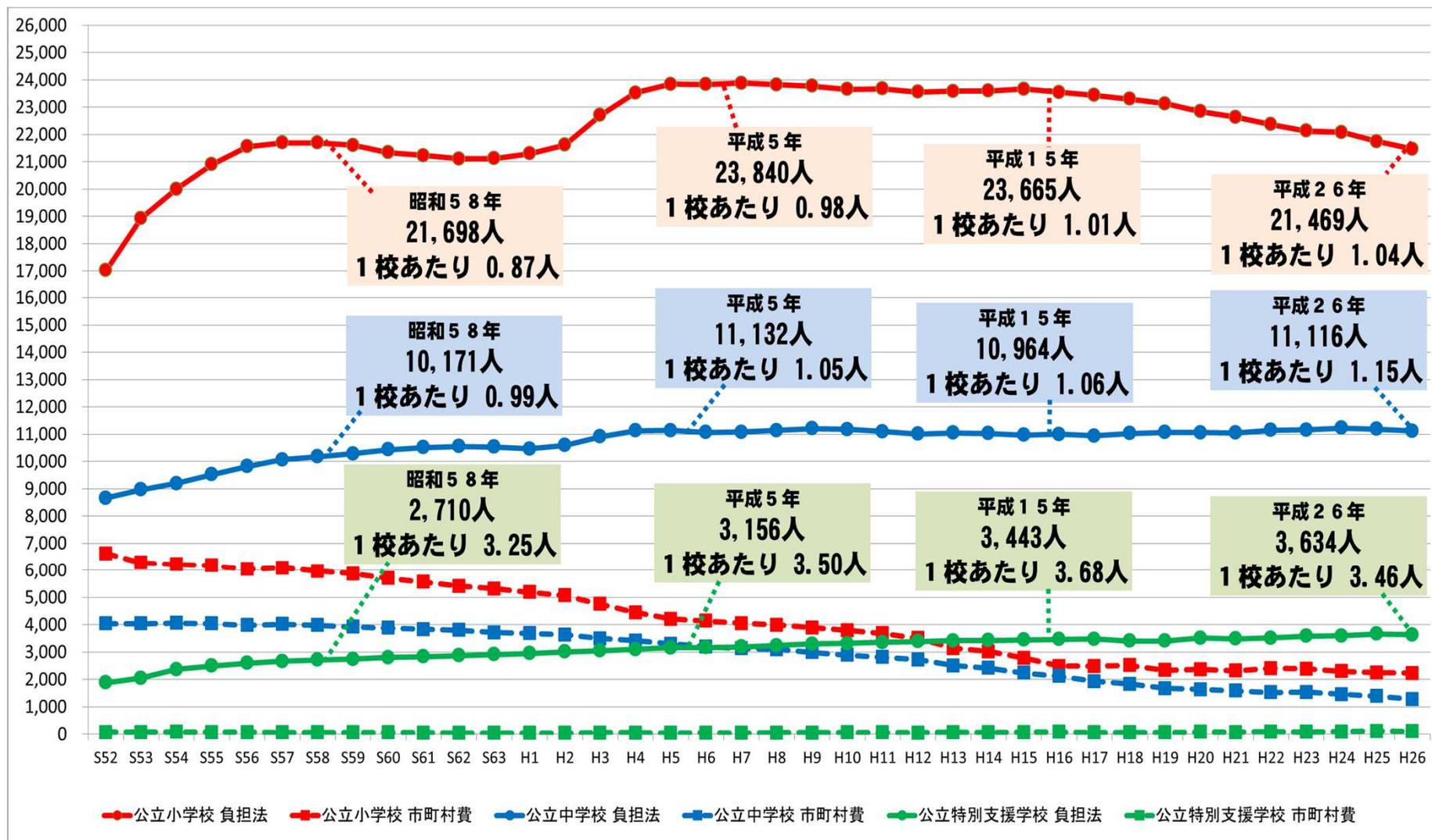
事務職員が従事している事務

○総務・財務等に関する事務 (具体例)

- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務
- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の收受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応
		人事・服務管理	教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理
		学校広報	学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新
児童生徒への指導事務	教育課程、時間割	教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備	
	学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理	
	成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理	
	教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入	
	安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備	
	学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行	
	生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談	
	特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営	
	進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導	
	学校保健	学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断	
事務職員が従事している事務	給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理	
	総務・財務に関する事務	学校予算	予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理
		就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
		備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
		給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
		福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
	庶務・文書	文書の收受・発送、諸帳簿の整備・管理	

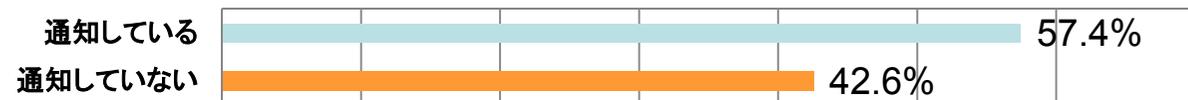
公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



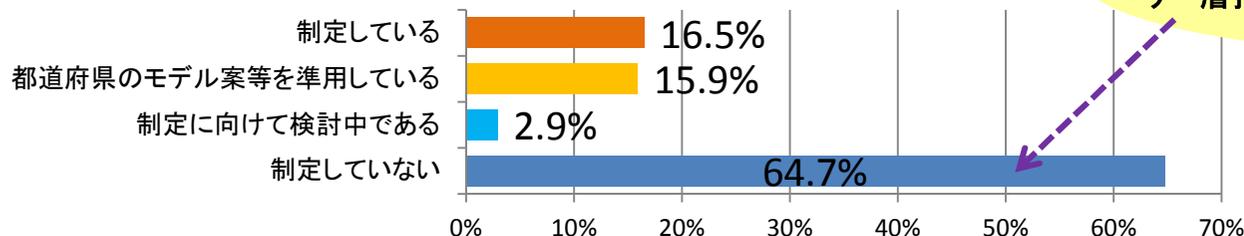
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】 【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】 【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出展：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」
(全国公立小中学校事務職員研究会)

職務範囲の明確化・効果的な役割分担の事例

<取組事例①：新潟県教育委員会>

○H14の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、H25に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

- ①H18の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置
 - ②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化
 - ③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと
- などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

<取組事例②：山口県教育委員会>

○H23からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

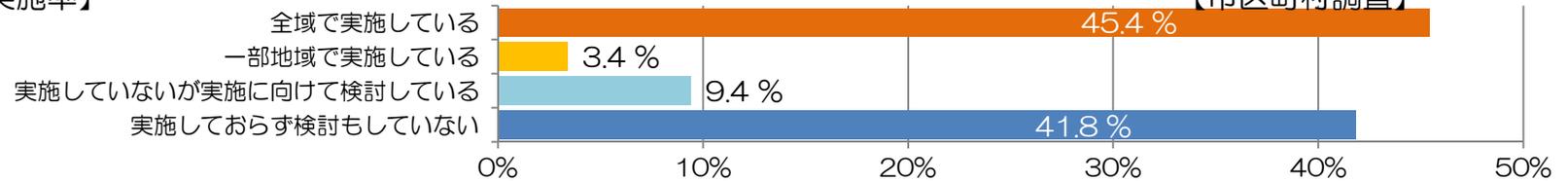
○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

学校事務の共同実施の現状と課題

- ◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているも含め、**48.8%**となっている。
- ◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
- ◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

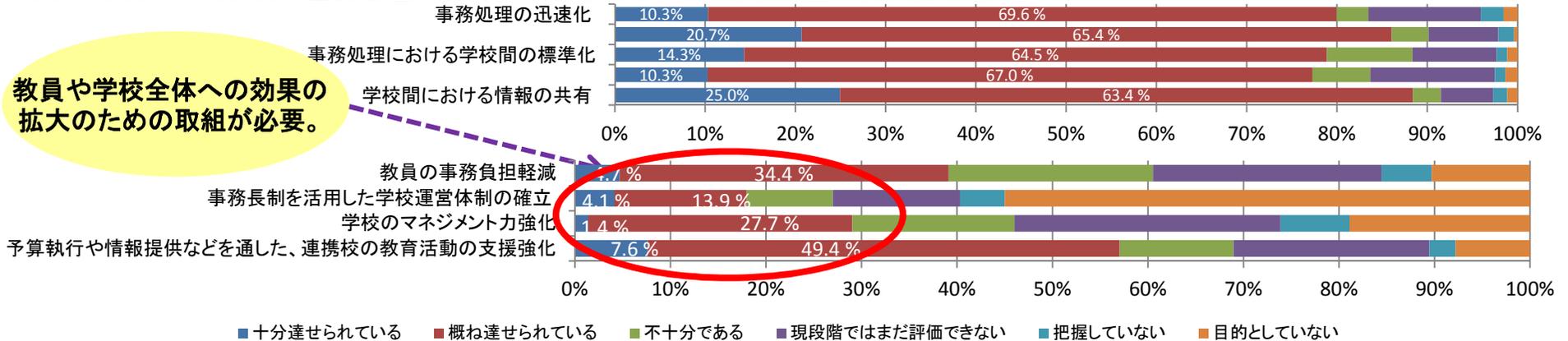
【学校事務の共同実施率】

【市区町村調査】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】

教員や学校全体への効果の拡大のための取組が必要。



共同実施の事例

<取組事例①：福岡県春日市教育委員会>

○H14以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。

○H18以降、学校事務の共同実施により、

- ①日常の業務遂行を通じた上司や先輩によるOJT機能の発揮
 - ②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
 - ③相互チェックによる事務の正確性・効率性
- など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

<取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会>

○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。

○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。

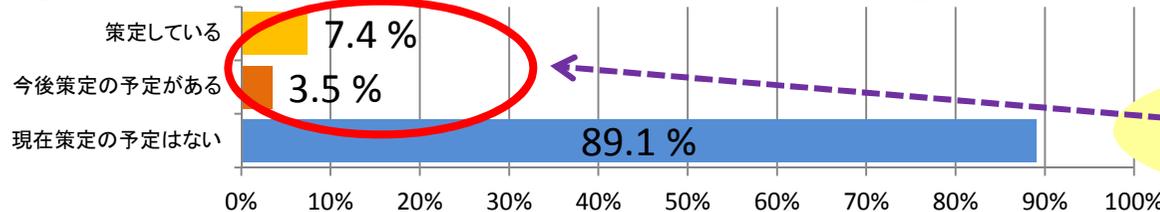


事務職員の資質・能力の向上

◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。

◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

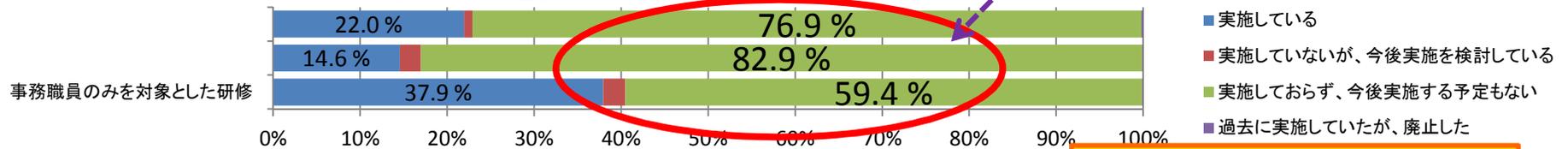
【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】

策定、実施率が低だけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の好事例

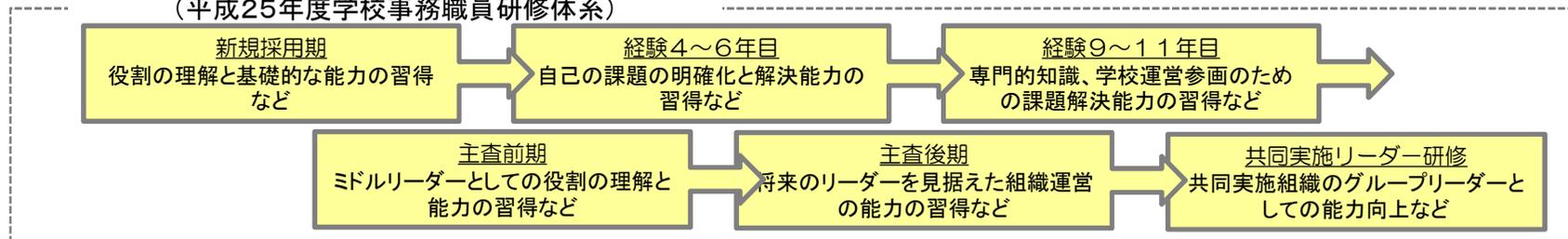
<取組事例：三重県教育委員会>

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

(平成25年度学校事務職員研修体系)



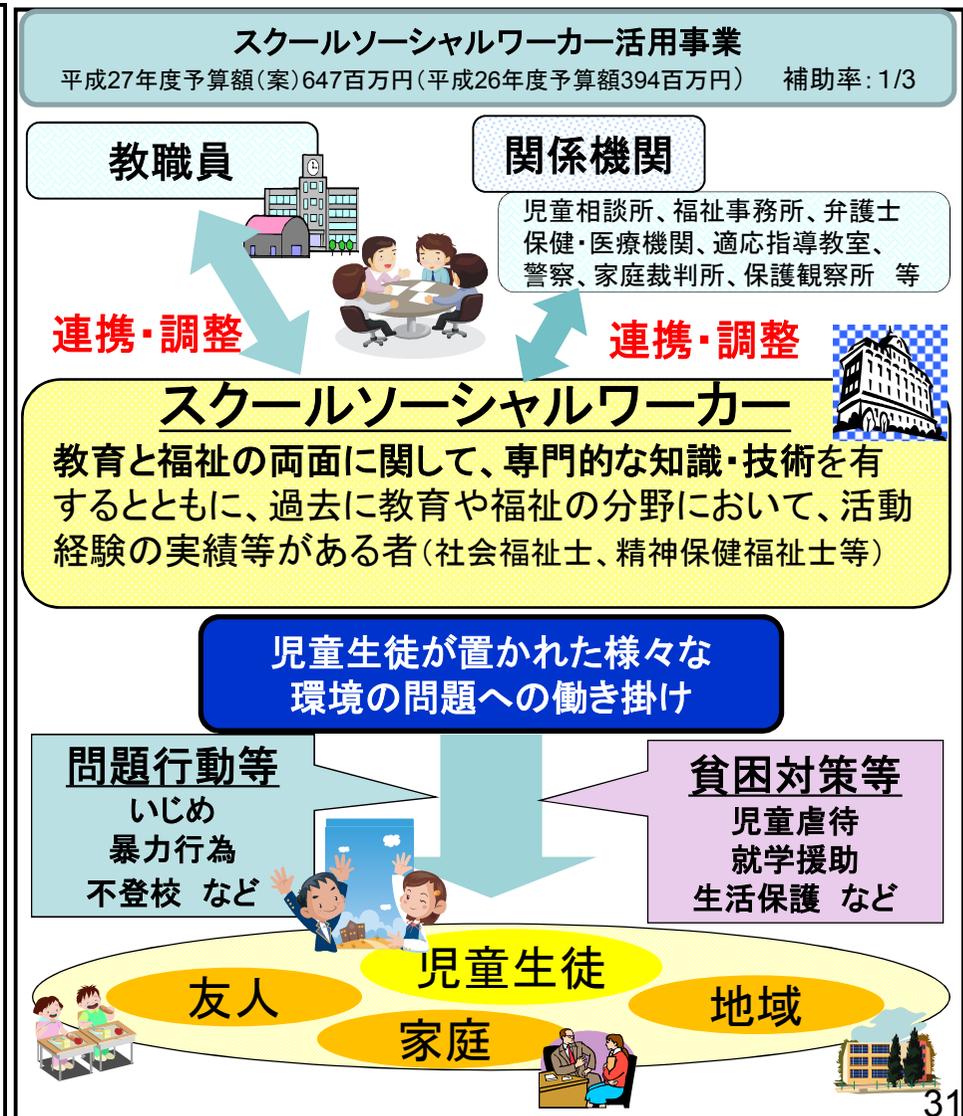
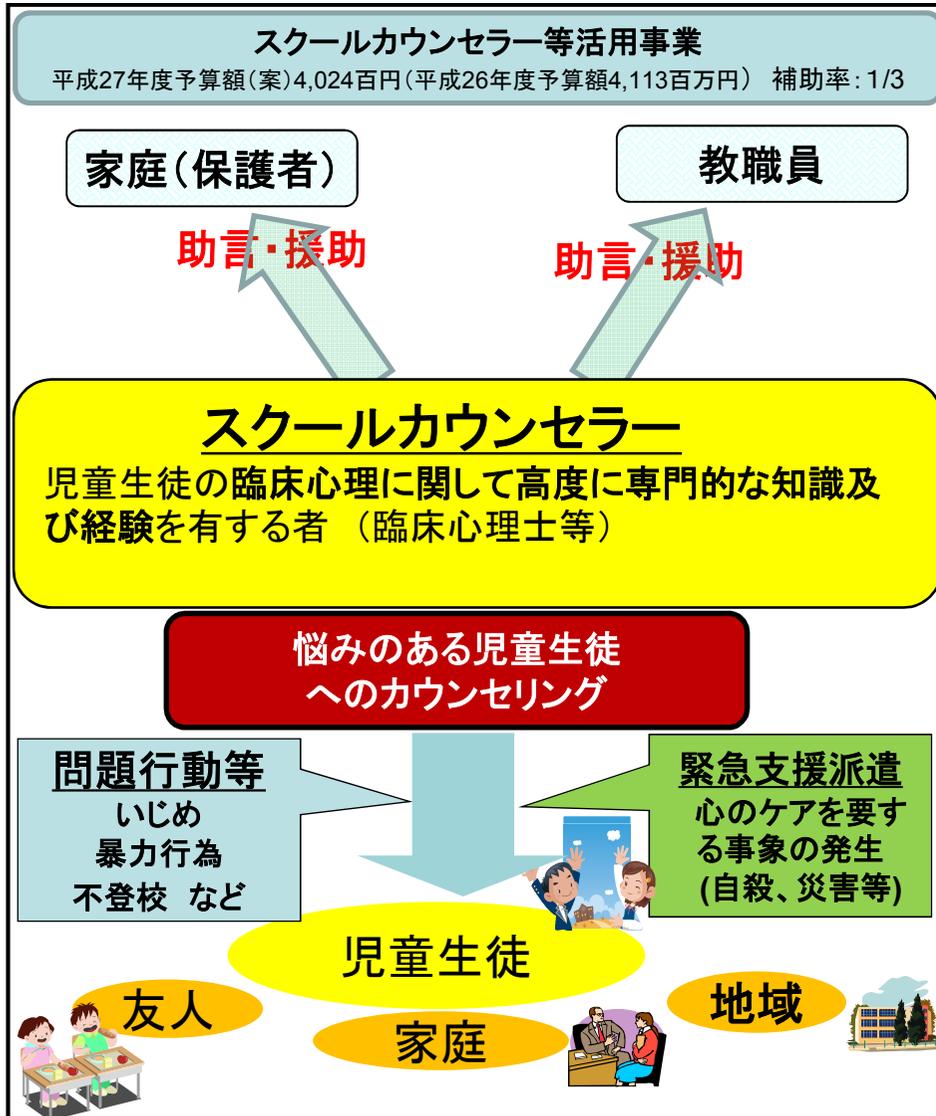
○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

- ①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
- ②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

学校における教育相談体制について

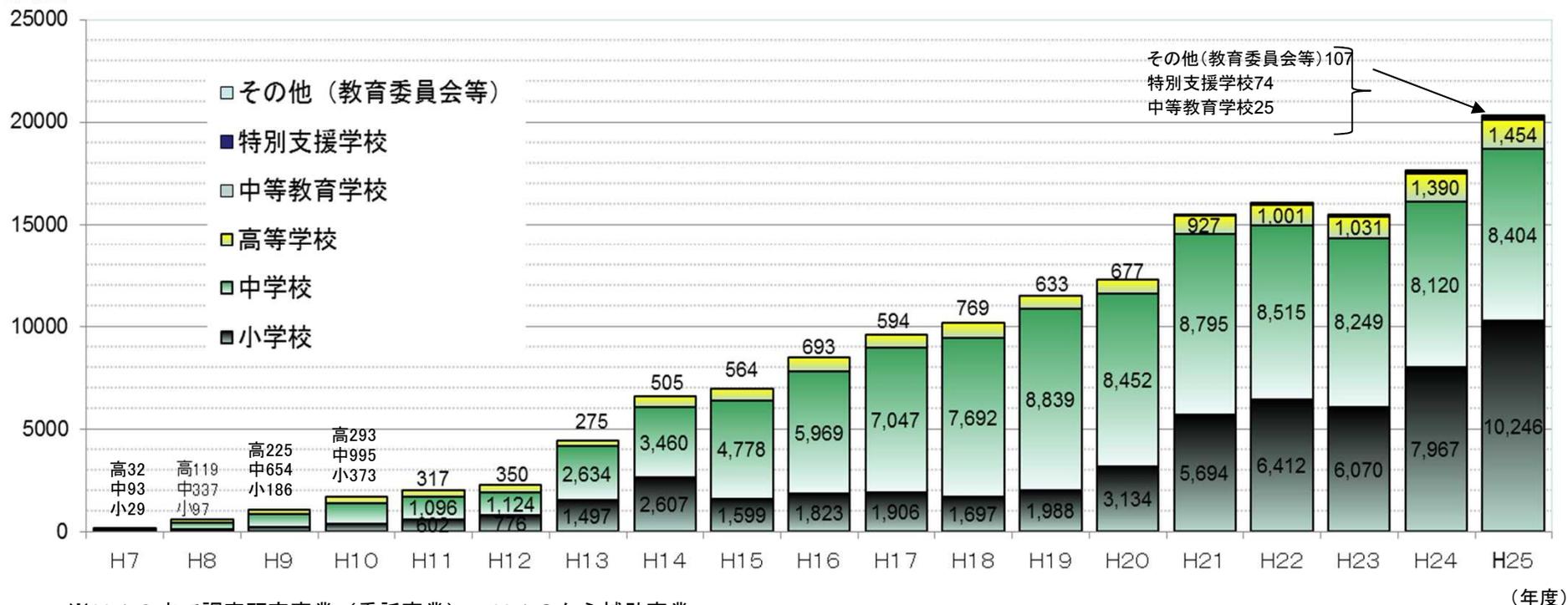
学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



スクールカウンセラーの配置状況

(箇所)



※H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）

必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。

※H26は計画値。

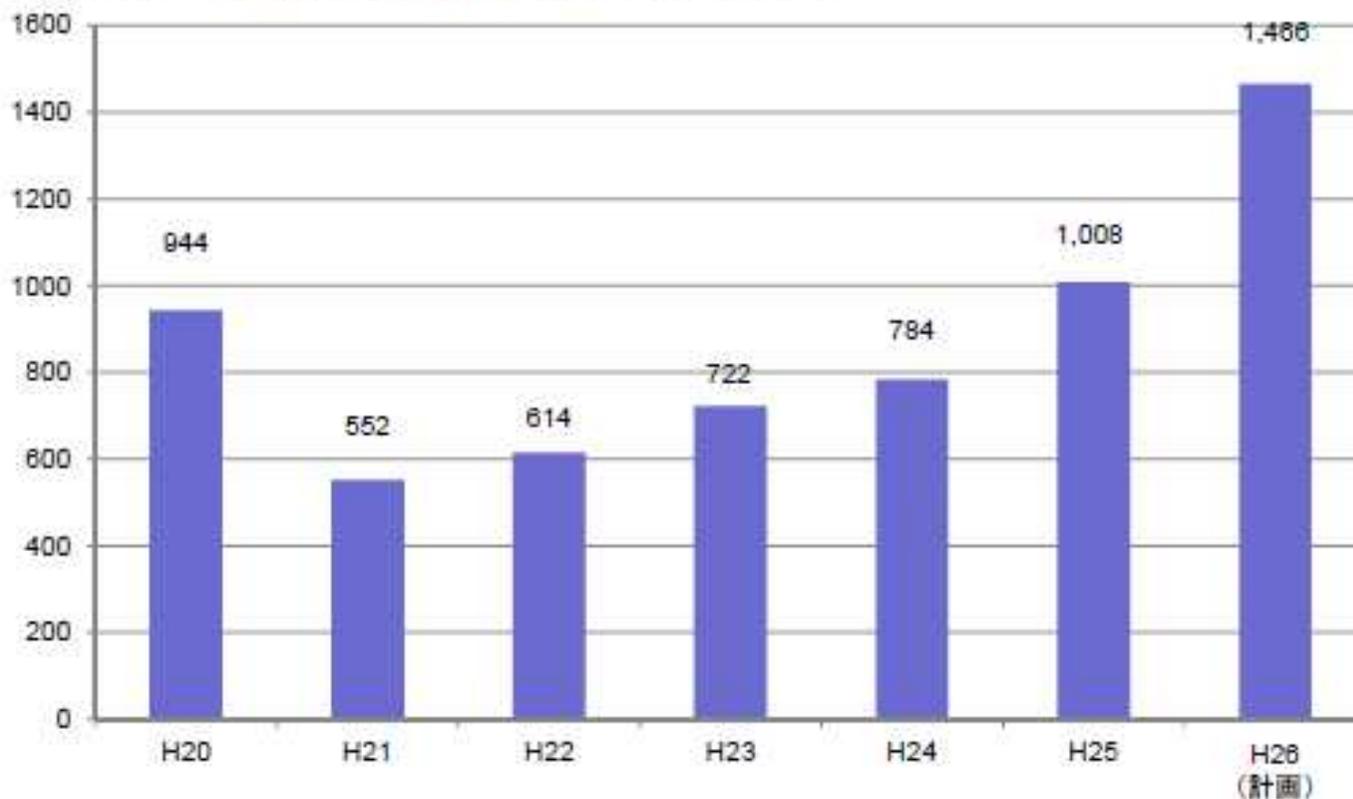
年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	21,764

スクールソーシャルワーカーの配置状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
配置人数	944	552	614	722	784	1,008	1,466
予算額	1,538	14,261 の内数	13,092 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	355	394

(単位:百万円)

- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21～22年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)一都道府県・指定都市・中核市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



医療的ケアを行う看護師等及び 特別教育支援員の現状について

医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引…筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養…摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
(補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,842人、配置されている看護師等1,354人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒813人、配置されている看護師等352人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成25年5月1日現在。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	580	7,350	1,044
平成24年度	615	7,531	1,291
平成25年度	615	7,842	1,354

< 公立小・中学校 >

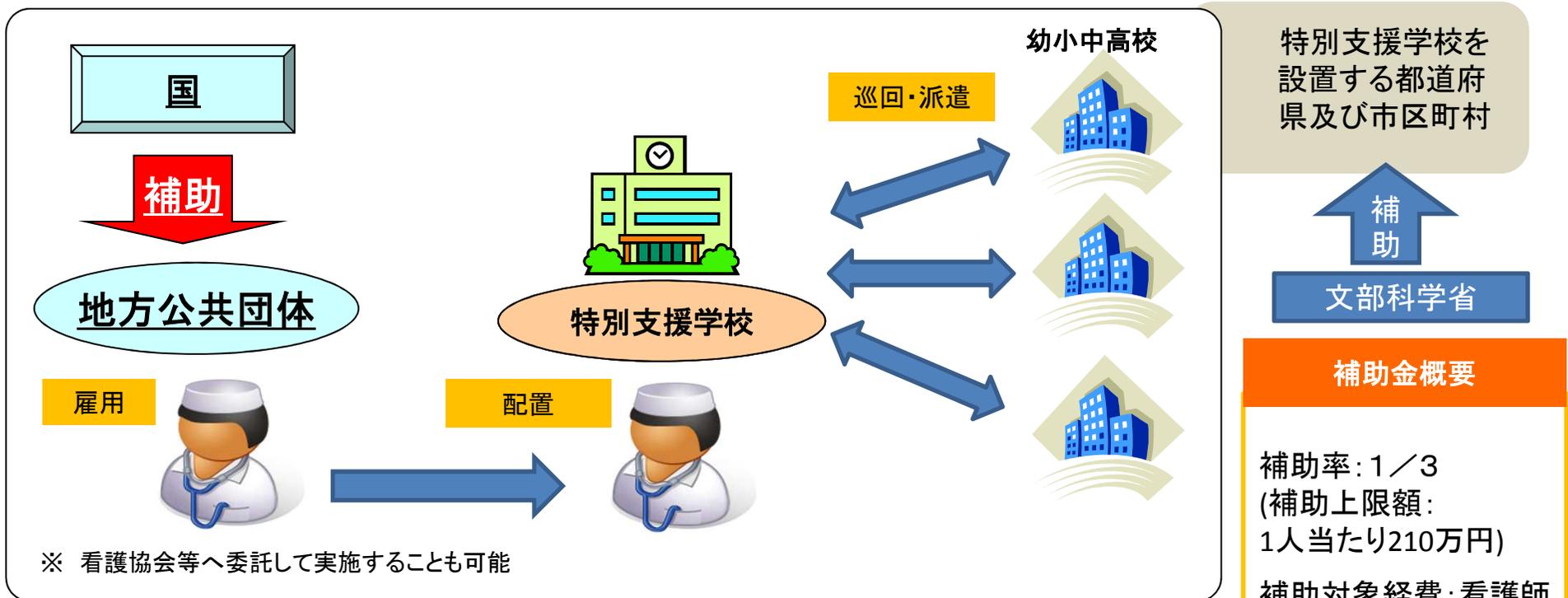
	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算案 235,050 千円



※ 看護協会等へ委託して実施することも可能



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

- 日常生活上の介助
例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助
- 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援
例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害
- 幼児児童生徒の健康・安全確保
例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止
- 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始